機械及び装置	電気業用設備	一五年
	鉄道又は軌道業用変電設備	
	通信業用設備	九年
	鉄道業用設備	五年
	自動改札装置	
	その他の設備	一二年
	道路貨物運送業用設備	一二年
	倉庫業用設備	一二年
	運輸に附帯するサービス業用設備	一〇年
	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	一七年
	その他の設備	八年
	主として金属製のもの	
	その他のもの	
無形資産	ソフトウェア	五年
開発研究用資産	建物及び建物附属設備	五年
	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	
	構築物	五年
	風どう、試験水そう及び防壁	
	ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	七年
	工具	四年
	器具及び備品	四年
	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	
	機械及び装置	七年
	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するものその他のもの	四年
	ソフトウェア	三年

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、平成二十九年度以降の補助金等に係る財産から適用する。

2　平成二十八年度以前の補助金等で平成二十九年度以降に繰り越されたものに係る財産については、なお従前の例による。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より次の内容の届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十九年四月二十六日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

事務局運営規則

第1章　総則

（目的）

第1条　この規則は、定款第59条第5項の規定に基づき、日本貸金業協会（以下「本会」という。）の事務局の組織及び運営について必要な事項を定め、事務局における事務の適正かつ能率的な遂行に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条　本会の事務は定款その他の規則で特に定められたもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章　組織

（部課等の設置）

第3条　本会の事務局に次の各部、センター及び室を置く。

一　総務部
二　業務企画部
三　会員業務部
四　規律審査部
五　監査部
六　監査企画部
七　貸金業相談・紛争解決センター
八　資格試験センター
九　内部監査室

2　総務部に次の各課を置く。

一　総務課
二　人事課
三　経理課
四　企画課

3　業務企画部に次の各課を置く。

一　会員加入促進登録課
二　広報課
三　調査課
四　消費者啓発課
五　貸金戦略課
六　事業金融課

4　会員業務部に次の各課を置く。

一　自主規制企画課
二　コンプライアンス課
三　業務研修課
四　広告審査課
五　特定情報管理課

5　規律審査部に次の各課を置く。

一　調査課
二　審査課

6　監査部に次の各課を置く。

一　監査1課
二　監査2課

7　監査企画部に次の各課を置く。

一　監査企画1課
二　監査企画2課

8　貸金業相談・紛争解決センターに次の各課を置く。

一　苦情受付課
二　紛争解決課
三　相談受付課

9　資格試験センターに次の各課を置く。

一　試験事務課
二　登録事務課

（事務の分掌）

第4条　各課等においては次の事務を所掌する。

一　総務課

(1)　総会及び理事会、監事会、総務委員会、人事推薦合同委員会、自主規制会議人事推薦委員会、貸金戦略会議人事推薦委員会の運営に関すること

(2)　協会印章の取扱に関すること

(3)　事務機器等の発注及び在庫管理に関すること

(4)　固定資産（リース資産を含む）の統制管理に関すること

(5)　各種契約書の取扱に関すること

(6)　通達等の取扱に関すること

(7)　郵便物等の発受・整理及び保管に関すること

(8)　役員及び代議員の庶務業務に関すること